



一般財団法人 和同会 ハラスメント防止方針

1. 職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。

また、職員が能力を十分に発揮することを妨げ、会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、本会のイメージダウンにもつながりかねない問題です。

2. 本会は下記のハラスメント行為を許しません。

- ・パワーハラスメント ・妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント
- ・セクシャルハラスメント ・その他ハラスメント

3. この方針の対象は、役員、管理職、常勤職員、パート・アルバイト・契約社員等本会において働いている方すべて、さらには、顧客、取引先の社員の方等を含みます。

また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

4. 職員がハラスメントを行った場合、就業規則により、処分されることがあります。

5. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。

6. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合は、被害者や行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

7.相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情も含む)窓口担当者は、就業規則により管理部庶務係に置き、庶務係長を相談員と規定しています。

ハラスメント以外の問題にも広く相談に対応し、事案に対処します。公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守りますので安心してご相談ください。

2020年4月1日

一般財団法人 和同会

理事長 谷田 弘